

小樽市離職者支援給付金支給事業実施要綱

制 定 令和2年 8月 4日

改 正 令和2年11月30日

令和3年 2月 2日

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響による経済活動の収縮に伴い、市内の被雇用者が離職又は解雇を余儀なくされている状況に鑑み、その者の生活費の一部を支援するために実施する小樽市離職者支援給付金支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給対象者)

第2条 小樽市離職者支援給付金支給事業に係る給付金（以下「給付金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、個人事業主及び法人の代表者である者を除く。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から令和3年3月31日までの間に勤務先を離職し、第4条第1項の規定により給付金の申請をする日（以下「申請日」という。）において再就職に至っておらず、無職であること。
- (2) 令和2年3月1日から申請日までの間、引き続き本市に住所を有していること。
- (3) 離職の日以前3か月以上引き続いて、同一の使用者に雇用されていた者であること。
- (4) 申請日時点で生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。

(給付金額)

第3条 給付金の金額は、5万円とし、第4条第2項に定める申請期間中1回のみ申請できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者と住民票上同一の世帯に属する者のうち、令和2年4月28日から申請日までの間に出生した子がいる場合、支給する給付金に対象となる子一人につき5万円を加算する。ただし、当該世帯に給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が複数いる場合は、いずれか一人に加算するものとする。

(給付金の申請)

第4条 申請者は、小樽市離職者支援給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）の写し
- (2) 勤務先等により発行された離職を確認できる書類（離職票、解雇通知等）の写し
- (3) 振込先を確認することができる申請者名義の預貯金口座番号等が分かるもの（通帳等）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、令和2年8月5日から同年10月31日まで及び同年12月1日から令和3年4月30日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情

があると認めるときは、この限りでない。

（給付の決定及び給付金の支払）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、給付金の支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により給付金を支給することを決定したときは、小樽市離職者支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、速やかに当該申請者に支払うものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金を支給しないことを決定したときは、小樽市離職者支援給付金支給不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

（暴力団等の排除）

第6条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第19号）第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者が、同条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、申請者が暴力団員に該当することが判明したときは、当該申請者に給付金を交付しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、給付金の支給決定を受けた者が暴力団員に該当すると判明したときは、当該暴力団員に係る給付金の支給の決定を取り消し、又は既に支給されている給付金の返還を命ずるものとする。

（返還）

第7条 市長は、虚偽その他の不正手段により給付金を受給した者に対して、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。